

神栖市公告

神栖市放課後児童クラブ・放課後こども教室運営業務委託事業について、公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

令和7年11月17日

神栖市長 石田 進

令和8～10年度 神栖市放課後児童クラブ・放課後こども教室運営業務委託実施要項

1 公募の趣旨

神栖市において実施している放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び放課後こども教室の質の向上と運営の安定化を図るとともに、放課後児童対策としてそれぞれの事業の連携強化を図りながら運営できる能力を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

（1）業務名

令和8～10年度 神栖市放課後児童クラブ・放課後こども教室運営業務委託

（2）業務内容

「令和8～10年度 神栖市放課後児童クラブ・放課後こども教室運営業務委託仕様書」に掲げる、放課後児童クラブに及び放課後こども教室に関する業務

（3）委託期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

（4）準備期間

下記期間を開設準備期間とする。なお、開設準備期間に要する費用は、受託者が負担するものとする。

＜放課後児童クラブ＞契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

＜放課後こども教室＞契約締結日の翌日から令和8年5月9日まで

（5）事業の所管課

各事業の所管課は、次のとおりとする。

＜放課後児童クラブ＞神栖市福祉部 福祉事務所 こども局 こども家庭課

＜放課後こども教室＞神栖市教育委員会 教育指導課

3 業務に要する費用（見積限度額）

本業務に関する費用及び各年度にかかる支払い限度額は、下表のとおりとする。なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

	放課後児童クラブに関する 業務(非課税)(※1)	放課後こども教室に関する 業務(消費税込)	計
令和8年度	294,918,000 円	21,404,000 円	316,322,000 円
令和9年度	294,918,000 円	21,404,000 円	316,322,000 円
令和10年度	294,918,000 円	21,404,000 円	316,322,000 円
計	884,754,000 円	64,212,000 円	948,966,000 円

(※1) 放課後児童クラブ分は消費税法(昭和63年法律第108号)第6条に規定する社会福祉事業に該当することから非課税として取り扱う。また、国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」による、放課後児童支援員への給与への上乗せ分は含まない。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 放課後児童クラブ及び放課後こども教室について、地方公共団体からの業務の受託実績がそれぞれ2年以上ある法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく神栖市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申請書類提出時点において、神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程(平成12年訓令第6号)に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 納税義務に対し完納していること。

5 質問書の受付及び回答

実施要項等の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間 令和7年11月17日(月)から令和7年11月28日(金)午後4時まで(必着)
- (2) 提出方法 質問書(様式任意)により、神栖市こども家庭課宛に電子メールで提出すること。
なお、電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。
E-mail: kids@city.kamisu.ibaraki.jp 電話: 0299-90-1205(直)
- (3) 回答方法 令和7年12月5日(金)午後4時に市ホームページに掲載する。
- (4) その他 質問に対する回答は、本業務の実施要項及び仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

6 参加申請書等の提出

- (1) 受付期間 令和7年12月8日(月)から令和7年12月22日(月)午後4時まで(必着)

※ 土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時まで

(2) 提出方法 福祉部福祉事務所こども局こども家庭課へ持参すること。(要 事前電話連絡)

(3) 提出書類 提出書類は、下表のとおりとし、正本1部、副本12部を提出すること。

No	書 類 名
1	令和8～10年度 神栖市放課後児童クラブ・放課後こども教室運営業務委託 参加申請書(様式1)
2	申請書類一覧(様式2)
3	定款又は寄付行為の写し
4	法人登記の登記事項証明書 ※直近3ヵ月以内に発行されたもの
5	法人の印鑑証明書 ※直近3ヵ月以内に発行されたもの
6	法人の沿革(様式3)
7	代表者・管理者(就任予定)の経歴書(様式4)
8	業務計画提案書(様式5)
9	収支予算書(様式6-1、6-2)
10	現在運営している事業に関する資料(様式自由) ※パンフレット等があれば添付すること
11	完納証明書(未納のない証明書)もしくは納税証明書(法人市民税 直近2年間分) ※直近3ヵ月以内に発行されたもの
12	誓約書(様式7)
13	決算書の写し 直近2年間分 ※補足資料として財務諸表(任意様式を使用し、貸借対照表、損益計算表)を提出すること
14	参考見積書(任意様式) ※1枚目は事業全体額がわかる見積書とし、2枚目以降には放課後児童クラブに関する業務の費用、放課後こども教室に関する業務の費用がそれぞれ明確に確認できる内訳書を付すこと。 ※放課後児童クラブ分は消費税法(昭和63年法律第108号)第6条に規定する社会福祉事業に該当することから非課税として取り扱い、放課後こども教室分は消費税課税対象であることに留意すること。 ※放課後児童クラブに関する業務の費用に関して、国の「放課後児童支援員等処遇改

	善等事業」による、放課後児童支援員への給与への上乗せ分は含まず見積もりすること。
--	--

(4) 留意事項

- ① 計画提案書は、本実施要項及び仕様書を通読し、了解したうえで作成すること。また、業務計画提案者が自ら実現できる範囲内において作成すること。なお、計画提案書のページ制限は設けないが、プレゼンテーションの制限時間を踏まえて作成すること。
- ② 提案内容は、文書で簡潔に記述すること。ただし、文書を補完するためにイラスト、イメージ図又は図面等を使用して差し支えない。また、専門的用語の使用を避け、一般的な語句を用いて記載することとし、やむを得ず記載する場合は、脚注を記載すること。
- ③ 提案内容の記載が特許権等、法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任については、業務計画提案者が負うものとする。
- ④ 申請書類は、様式2「申請書類一覧」に記載されている順番にフラットファイル（A4）に綴じ、書類の種別ごとに、白色の仕切紙を挿入し、インデックスを付け書類の番号と項目名を記入すること。ファイルの表紙及び背表紙にタイトル「神栖市放課後児童クラブ・放課後こども教室運営業務委託参加申請書類」及び法人名を記載すること。文字は見やすいフォント（12ポイント程度）で作成すること。
- ⑤ 申請書類の中で様式番号のあるものは、本市ホームページからダウンロードすること。

7 業務計画提案者の審査及び結果通知

業務計画提案者の審査は、神栖市放課後児童クラブ・放課後こども教室運営業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮り、別に定める審査基準に基づき審査するものとし、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション）により行う。

(1) 第1次審査（書類審査）

- ① 提出された書類について、「8 審査項目」（1）～（5）に示す項目を審査し、得点を算出する。得点が6割に満たない場合は、選定されない。
- ② 提案者が5者以上の場合には、①で算出した得点の高い順に、上位4者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査により選定された業務計画提案者が、プレゼンテーション（業務計画提案説明）を行い、「8 審査項目」（6）～（16）に示す項目について審査する。第1次審査と第2次審査の合計評価点が最も高い者を、受託候補者として選定する。なお、プレゼンテーションを行う順番は、プロポーザル参加申請書提出順の早い順により行う。

プレゼンテーションの概要

- ① 実施日 令和8年1月下旬（予定）
- ② 実施場所 神栖市保健・福祉会館内 茨城県神栖市溝口1746番地1
- ③ 出席者 1事業者につき、4名以内とする。
- ④ 説明時間等 1事業者につき、50分以内とする。
(準備及びプレゼンテーション30分以内、質疑応答20分以内)

⑤ 使用する資料

プレゼンテーションは、端末（パソコン等）を使用したスクリーンに投影する方法を用いて行うことを認める。なお、この場合、投影する資料は業務計画提案書（様式5）に基づく資料とする。

⑥ プレゼンテーションの実施方法

ア プレゼンテーションは、非公開で行う。

イ 業務計画提案者は、評価者に対し本市の指定した時刻から順次個別に提出した業務計画提案書の提案内容について解説する。なお、業務計画提案書項目の全てについて解説する必要はないため、実施時間を考慮して行うこと。

ウ 評価者は、業務計画提案者の提案について質疑を行う。なお、評価者以外の者は、業務計画提案者に対し質問は行わないこととする。

エ 業務計画提案者は評価者からの質疑に対し、回答を行う。

⑦ 留意事項

ア プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。

イ 災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時間に遅れた場合は失格とする。

ウ 円滑な審査のため、プロジェクター（入力端子：HDMI）、スクリーン及びコンセントは本市であらかじめ用意する。端末とプロジェクターの接続に必要なHDMIケーブル（3メートル程度）及びその他必要な機器については業務計画提案者が用意すること。また、実施場所はインターネット回線を使用できる環境でないため、留意すること。

エ 選考委員会委員の合計評価点が、評価点の100分の60（最低合計基準点）に満たない場合は、受託候補者として選定されない。選考委員会では、別記の審査項目により審査を行う。なお、合計評価点が最も高い者が2者以上ある場合には、「8 審査項目」内の次の項目の合計点を以下の順序で比較し、受託候補者を決定する。

<1> 審査項目（3）（7）（9）（10）の合計点

<2> 審査項目（7）（9）の合計点

（3）審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選定された業務計画提案者のみ、第2次審査を実施する旨を、書面により通知する。

② 第2次審査

審査結果の書面での通知及び市ホームページに掲載

8 審査項目

本プロポーザルは以下の項目について審査する。

審査項目			評価基準	配点
一次審査	(1)	放課後児童クラブや放課後こども教室の運営実績	放課後児童クラブ及び放課後こども教室の運営実績はあるか	5
	(2)	経営状況	安定的、継続的に法人運営が可能な財政基盤があるか	5
	(3)	支援員・指導員等の育成計画（研修計画含む）	・支援員・指導員等の指導育成、研修体制は十分であるか ・支援員・指導員等の専門性など質の向上に対する取り組みであるか	10
	(4)	個人情報の保護措置	個人情報の保護体制が整えられているか	5
	(5)	見積金額	本事業を遂行するうえで必要金額を満たしており、経費削減の企業努力の取り組みができているか	5
二次審査	(6)	育成支援の内容	・児童の年齢等に応じた生活の場の提供ができるか ・児童の健全育成に有益な取り組みであるか	5
	(7)	児童の問題行動に対する対応	・支援員・指導員等に対し児童の問題行動に対する学習機会や事案共有の提供があるか ・児童の問題行動が起きた場合の取り組みは適切であるか	10
	(8)	障がいのある児童や特に配慮を必要とする児童への対応	・障がいのある児童への取り組みは的確であるか ・特に配慮を必要とする児童(周辺環境・貧困・外国籍等)への取り組みは的確であるか	5
	(9)	放課後児童クラブ・放課後こども教室の連携強化にかかる提案内容の適格性	・2つの事業の連携強化を図るため、活動及び運営面での質の向上に対する取り組みがあるか。 ・利用者が安心して利用できる具体的なサービス向上のための取り組みはあるか。	10
	(10)	支援員・指導員等の管理監督体制	責任者による巡回や指導の徹底、また明確な指揮命令系統や連絡・情報共有ができる体制が整備されているか	10
	(11)	支援員・指導員等の安定した雇用	・現支援員・指導員等の継続雇用、代替員の雇用の計画はあるか ・給与等の処遇や労働環境は適切であるか	5

	(12)	学校・家庭との連携及び信頼関係の構築	学校及び家庭との随時の情報交換や信頼関係構築のための考え方や取り組みがあるか	5
	(13)	苦情・要望への対応	苦情・要望への対応・解決方法が適切であるか	5
	(14)	安全対策・危機管理	児童の健康・衛生管理及び危機管理、災害時の安全確保への取り組みや体制は的確であるか。	5
	(15)	児童虐待への対応	児童虐待についての知識を持ち、関係機関と連携できる体制であるか	5
	(16)	提案書類・プレゼンテーションの放課後の居場所づくりへの貢献・意欲	提案書類・プレゼンテーションの放課後の居場所づくりへの貢献・意欲を感じられる内容や姿勢であるか	5

※配点の詳細は非公表とする。

9 スケジュール（予定）

公告（実施要項のホームページ掲載）及び質問受付開始	令和7年11月17日（月）
質問受付締切	令和7年11月28日（金）午後4時まで
質問回答	令和7年12月 5日（金）市ホームページに掲載
参加申請書類の受付開始	令和7年12月 8日（月）
参加申請書類の受付締切	令和7年12月22日（月）午後4時まで
第1次審査（書類審査）	令和8年 1月 9日（金）
第1次審査結果通知	令和8年 1月14日（水）発送予定
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年 1月下旬
審査結果の通知及び公表	令和8年 2月上旬 市ホームページに掲載
業務委託契約	令和8年 2月下旬～3月上旬

10 失格事項

本プロポーザルの業務計画提案者又は提出された参加申請書類が、次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）申請書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- （2）申請書類の作成形式及び留意事項に示された要件に適合しないもの。
- （3）申請書類等の提出期限後に、参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- （4）第2次審査に出席しなかったもの。

- (5) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの。
- (6) 参考見積書に記載された放課後児童クラブ及び放課後こども教室に関する業務の費用それぞれについて、いずれか一方または両方が「3 業務に要する費用（見積限度額）」を超過したものの。

11 契約

- (1) 審査により決定された受託候補者と、仕様及び契約内容の詳細を協議したうえで、業務委託を締結する。ただし、受託候補者との協議において合意に至らなかった場合には、受託候補次点者との協議を行うものとする。なお、その際には、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。
- (2) 受託候補者で神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程（平成12年訓令第6号）第14条に規定する入札参加資格者名簿に未登録の者は、契約締結時までに入札参加資格者名簿の登録申請を済ませること。（登録申請受付予定期間：令和8年2月2日から2月6日まで）

12 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 募集要件を満たさない場合や、書類審査等で問題があることが判明した場合は、選定の対象とならない。
- (3) 業務計画提案者が提出した申請書類等に虚偽の記載を行った場合や選考委員に接触を図る等、不正な行為があった場合には、参加を無効とする。
- (4) 受託候補者としての選定後に、重大な不備等があることが判明した場合等には、当該選定を取り消すものとする。
- (5) 関係法令等に違反した場合は選定を取り消し、契約の解除を行う場合がある。
- (6) 公募に要する費用は業務計画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。また、申請書類については、神栖市情報公開条例（令和5年条例第2号）に基づく開示の対象となることもある。
- (7) 受託候補者と市は、運営に関して詳細な協議を行う。
- (8) 運営業務委託後、法人の財務状況及び運営状況については、本市が実施する指導監査及び実地指導の対象となる。
- (9) 受託候補者が実施要項に掲げる参加資格等を満たさなくなったとき、又は契約が成立しない場合には、受託候補次点者と協議を行う。
- (10) 不測の事態等により契約締結を行わない場合がある。
- (11) 審査の結果、不採択になったことによる業務計画提案者の不利益について、市は一切責任を負わない。
- (12) 決定が取り消しとなったことによる受託候補者の不利益について、市は一切責任を負わない。
- (13) 参加申請後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（様式8）を第1次審査日の前日までに提出すること。
- (14) 本事業は、実施期間における各年度の予算の成立を前提とし、予算が不成立の場合は実施しない。

13 業務計画提案書等の著作権の取扱

業務計画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 業務計画提案書等の著作権は、当該業務計画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託候補者が作成した業務計画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託候補者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (2) 市は提出された業務計画提案書等について、神栖市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、業務を営むうえで、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。

14 問い合わせ先

〒314-0121

神栖市溝口1746番地1

神栖市役所福祉部福祉事務所こども局こども家庭課

TEL：0299-90-1205

FAX：0299-95-6280

E-mail：kids@city.kamisu.ibaraki.jp